

トライアルカンパニー奨学資金運用細則

平成30年度九大細則第7号
制定：平成30年 8月 3日
最終改正：令和 2年 5月28日
(令和2年度九大細則第1号)

(趣旨)

第1条 株式会社トライアルカンパニーの寄附に基づく奨学資金の運用については、この細則の定めるところによる。

(目的)

第2条 この奨学金は、経済的に極めて困窮し修学に支障が生じている学生に対して、奨学金を給付することにより、有意義な大学生活を送り、社会に貢献する人材となるよう支援することを目的とする。

(奨学金の名称)

第3条 第1条の奨学資金により給付する学資をトライアルカンパニー奨学金(以下「奨学金」という。)と称する。

(運営委員会)

第4条 この奨学金の運用に関し、必要な事項を審議するため、トライアルカンパニー奨学金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会に委員長を置き、工学部長又は工学府長をもって充てる。
- 3 運営委員会の委員は、委員長が指名する。

(奨学生の資格)

第5条 奨学金を給付される学生(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 工学部の学生又は工学府博士後期課程の学生(ただし、留学生を除く。)
- (2) 学業に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難と認められる者
- (3) 人間性豊かで、志が高く人格的に優れていると認められる者

(奨学金の給付の期間及び額)

第6条 奨学金を給付する期間は、第9条に規定する場合を除き、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

- 2 給付の額は、第1条の奨学資金の範囲内で運営委員会が決定する。

(出願の手続き)

第7条 奨学金の給付を希望する者は、奨学生願書、所得及び世帯に関する証明書、成績証明書その他必要な書類を工学部等事務部教務課に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第8条 工学部長及び工学府長は、それぞれ運営委員会の議を経て、奨学生を決定する。

(奨学金の停止)

第9条 工学部長又は工学府長は、奨学生が海外渡航、海外留学、疾病等のやむを得ない事情により休学又は留年した場合、当該事情の生じた月の翌月から当該事情の終了した月の前月までの奨学金の給付を停止する。

(奨学金の取消)

第10条 工学部長又は工学府長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事情の生じた月以降の奨学金の交付を行わないこととする。

- (1) 懲戒処分又は嚴重注意を受けたとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 退学又は除籍となったとき。
- (4) その他奨学生として不適當と運営委員会が認めたとき。

2 年度の中途において前項による奨学金の給付廃止者が生じた場合は、当該年度における奨学生の追加補充は行わない。

(事務)

第11条 奨学金に関する事務は、工学部等事務部教務課において行う。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、奨学金の運用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、工学部長又は工学府長が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年8月3日から施行する。

附 則（令和2年度九大細則第1号）

この細則は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。